

随意契約基準額の引上げに伴う入札手続き等について

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部が改正され、少額随意契約の基準額が引き上げられました。これを踏まえ、本市においても市契約規則を改正し、随意契約を可能とする基準額を引き上げました。

これにより、これまで競争入札の案件だったもの一部が、随意契約（公募型見積合せや見積合せ）となるためお知らせします。なお、工事契約においては運用上の変更はございません。

1 随意契約（公募型見積合せ・見積合せ等）とすることができます基準額の改正

令和7年10月1日以降に公告、指名通知及び見積通知を行う契約案件について適用します。

契約の種類	基準額（改正前）	基準額（改正後）
1 工事又は製造の請負	250万円	400万円
2 財産の買入れ	160万円	300万円
3 物件の借入	80万円	150万円
4 財産の売払い	50万円	100万円
5 物件の貸付け	30万円	50万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	200万円

※上記によらず、引き続き競争入札を行う案件もあります。

2 契約書の作成省略（請書での対応）ができる金額の改正

令和7年10月1日以降に契約締結する案件から、契約書の作成を省略できる金額（税込）を引き上げます。

契約の種類	契約金額（引上げ前）	契約金額（引上げ後）
財産の買入れ（物品の製造請負含む）	160万円	300万円
物件の借入（レンタルのみ）	80万円	150万円
財産の売払い	50万円	100万円
委託（契約第二課の案件を除く）、設計・測量等	100万円	200万円

3 契約第二課で行う契約対象の変更について

- 委託契約においては、これまで予定価格が100万円以上の案件が対象でしたが、予定価格が200万円以上の案件が対象になります。
 - 物品契約（印刷含む）においては、これまで予定価格が20万円以上の案件が対象でしたが、予定価格が30万円以上の案件が対象になります。【局のみ】
- なお、区はこれまで通り300万円以上の案件が対象です。

※一部の契約においてはこの限りではありません。

【お問合せ先】

財政局契約第二課

T E L : 045-671-2248 (物品契約係)

2186 (委託契約係)